

(整理番号 2 2 1 2)

長野地方最低賃金審議会

特定最低賃金 (3 業種) 合同専門部会 議事録

令和 6 年 4 月 1 7 日 公開

開催日時	令和 5 年 9 月 2 5 日 1 0 : 3 0 ~ 1 1 : 3 5			
場所	長野ターミナル会館 4 F 国際ホール			
出席状況	計 量 器 等	公益代表委員	出席 3 人	定数 3 人
		労働者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
		使用者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	は ん 用 等	公益代表委員	出席 3 人	定数 3 人
		労働者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
		使用者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	各 種 小 売	公益代表委員	出席 3 人	定数 3 人
		労働者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
		使用者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 特定最低賃金専門部会運営規程について 2 特定最低賃金に関する諮問経緯について 3 最低賃金改定の推移ほか各種統計資料について 4 今後の審議の進め方について 5 その他			
議事録	<p>古畑賃金室長</p> <p>それでは、定刻となりましたので、長野地方最低賃金審議会令和 5 年度特定最低賃金合同専門部会を開催いたします。</p> <p>本日は、特定最低賃金 3 業種合同による、第 1 回目の専門部会という位置付けになります。</p> <p>議事進行をお願いする部会長代表が決まるまでの間、事務局が議事を進行させていただきます。</p> <p>申し遅れましたが、私は、長野労働局賃金室の古畑でございます</p>			

す。

どうぞよろしく願いいたします。

はじめに各専門部会の定足数の確認です。

各専門部会の委員総数は、9名となっておりますところ、本日の出席者につきましては、

計量器等専門部会委員が、9名

はん用機械等専門部会委員が、9名

各種商品小売業専門部会委員が、9名でございます。

最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、各専門部会それぞれ3分の2以上の出席がありますので、いずれの専門部会も有効に成立していることをご報告申し上げます。

では、はじめに労働基準部長からご挨拶を申し上げます。

柘植労働基準部長の挨拶

おはようございます。

長野労働局労働基準部長の柘植と申します。よろしく願いいたします。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、今般の「特定最低賃金専門部会」の委員をお引き受けいただきましたことに、事務局を代表いたしまして感謝申し上げます。

ご案内のとおり、計量器等製造業、はん用機械器具等製造業及び各種商品小売業の3業種の特定最低賃金につきましては、先月8月23日に開催されました「長野地方最低賃金審議会」におきまして、長野労働局長より改正決定の諮問をさせていただいたところで、

これからご審議いただきます「特定最低賃金の改正決定に係る審議」においては、労使のイニシアティブが求められるものであり、また、7月18日にご報告いただいております「運営問題小委員会報告」においては、特定最低賃金につきましては、

- ・ 改正発効は、年内を原則とし、法定発効ないし指定日発効とする。

- ・ 第1回の専門部会は全業種の合同部会とする。
- ・ 各専門部会は、3回をめぐりに結審とする。
- ・ 全会一致に限り、専門部会の決議を審議会の決議とする。

といった、基本方針が議決されています。

従前から、原則として、各部会において『全会一致』の議決をいただき、本審まで持ち越さないといった、円滑な審議が行われてきているところです。

事務局といたしましても、円滑な審議運営となりますよう最大限努めてまいりますので、委員の皆様方におかれましては、引き続き日程調整などにつきまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日はよろしくお願いいたします。

古畑賃金室長

続きまして、事務局からのご報告でございます。

本日の合同による専門部会は原則公開となっており、事務局で審議会会議公開要綱第3条に基づき公開の公示をしたところ、本日1名の傍聴希望者があり、傍聴いただいておりますので、報告いたします。

また、最低賃金法第25条第5項及び同法施行規則第11条第1項の規定により、関係労使からの意見聴取の公示を令和5年8月23日から9月13日まで行いましたが関係労使からの意見書の提出はございませんでした。

事務局からのご報告は以上でございます。

古畑賃金室長

それでは次第に沿って進めさせていただきます。

お手元の資料 1 - 1 から 1 - 3 まで、各専門部会委員名簿を配付させていただいておりますので、この名簿の配付をもちまして委員紹介とさせていただきます。

続きまして、各専門部会の部会長及び部会長代理の選出についてお諮りいたします。

部会長の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において、

同法第24条の『公益を代表する委員のうちから委員が選挙する。』

を準用すると定められております。

従来、公益委員のご協議により決めていただいておりますが、いかがいたしましょうか。

< 「従来どおり」の声あり >

古畑賃金室長

従来どおりとういことでよろしいでしょうか。

それでは公益委員でご協議方よろしくお願いします。

協議がまとまりましたら、結果のご発表をお願いします。

< 公益委員協議 >

昆委員

それでは、各専門部会の部会長及び部会長代理について発表いたします。

まず、計量器等専門部会、部会長は沼尾委員、部会長代理は倉崎委員、はん用機械器具等専門部会、部会長は吉村委員、部会長代理は山本委員、各種商品小売業専門部会、部会長は昆、部会長代理は山本委員、以上となりました。

古畑賃金室長

確認させていただきます。

計量器等専門部会、部会長は沼尾委員、部会長代理は倉崎委員、はん用機械器具等専門部会、部会長は吉村委員、部会長代理は山本委員、各種商品小売業専門部会、部会長は昆委員、部会長代理は山本委員とのことですが、よろしいでしょうか。

< 労使委員からの「異議なし」の声あり >

古畑賃金室長

それでは、ご発表のとおり決定しましたので、よろしく願いいたします。

各部部长が選任されましたところで、冒頭にも申し上げましたとおり、本日は3部会合同による第1回目専門部会でありますので、これからの議事の進め方についてお諮りいたします。

従来から合同開催の場合は、各部部长でご協議の上、部部长代表を決めていただき、部部长代表に議事を進行していただいております。

今回も、従来と同様にさせていただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

< 労使委員からの「従来どおり」の声あり >

古畑賃金室長

それでは各部部长でご協議をお願いいたします。

決まりましたらご発表をお願いいたします。

< 3業種の部部长で協議 >

昆委員

それでは、私から発表させていただきます。

計量器等製造業専門部部长の沼尾委員に部部长代表となっていていただくことといたしましたので、よろしく願いいたします。

古畑賃金室長

それでは、これからの議事について、沼尾部部长代表をお願いいたします。

沼尾部部长代表

皆さんおはようございます。

改めまして、沼尾でございます。後半戦も円滑かつ効率的な議論が

できますよう皆様のご協力をお願いいたします。

議事に入ります前に、先ほど事務局から説明がありましたとおり、

本日の合同専門部会は原則どおり、公開としております、第2回以降の各専門部会につきましても、原則公開としております。ただし、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある等の場合は部会長の判断により非公開といたします。

ご承知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本日の議事録確認委員は、

労働者代表委員 櫻井委員

使用者代表委員 土井委員をお願いいたします。

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。

まず、議題2の「特定最低賃金に関する諮問の経緯について」です。事務局で説明をお願いします。

古畑賃金室長

特定最低賃金に関する諮問経緯につきましては、資料 5で一連の関係書類をお示しさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

まず、4枚目以降に添付しております「特定最賃改正決定申出書」(写)のとおり、7月26日付で改正決定に関する申出があり、この申し出を受けて、8月7日付けで、長野労働局長から審議会議長へ「特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」諮問させていただきました。

この諮問に基づきまして、審議会でご審議をいただき、8月23日付けをもって、審議会議長から長野労働局長あて特定最賃を改正決定する必要を認める旨の答申をいただきましたので、同日付けをもちまして、長野労働局長から審議会議長あて「特定最賃改正について」諮問をさせていただいたところであります。

諮問内容は、産業別3業種の改正決定について調査審議をお願いするものとなっております。

諮問の経緯につきまして、事務局からの説明は以上でございます。

す。

沼尾部会長代表

ただいまの説明について、何かご質問はありますでしょうか。

< 特段質問等なし >

沼尾部会長代表

それでは、次に、議題3の「最低賃金改定の推移ほか各種統計資料」について、お願いいたします。

古畑賃金室長

各種統計資料につきましては、資料 8 から 21 まで、本日時点における最新の経済状況等の資料を配付させていただいておりますので、ご確認ください。

まず、8の1及び8の2は、特定最低賃金を含む長野県における最低賃金改定の推移でございます。8の1が発効年月日を入れたもの、8の2が引上額、未満率等を示した資料となっております。9は、3業種の特定最低賃金に係る長野県賃金実態調査結果報告書になりまして、9の1が計量器等製造業、9の2がはん用機械器具等製造業、9の3が各種商品小売業の調査結果となっております。10はパートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金（全国版）、11は職業別求人募集（平均）賃金（令和5年4月分）（長野県版）、12は令和5年春闘妥結状況の最終報、13は毎月勤労統計の6月分、14は日銀松本支店が9月6日付で公表した、長野県金融経済動向と主要金融経済統計、15は最新の公表が7月であります日銀短観、16は法人企業景気予測調査（2023年9月13日）、17は最近の長野県経済の動向、18は長野県鉱工業指数の7月分速報、19は長野市消費者物価指数8月分確報値、20は最近の雇用情勢7月分、21は県内企業の価格転嫁、賃上げの動向と課題に関する調査結果（令和5年9月6日）長野県産業労働部、以上になります。

今後の審議における資料にさせていただければと思います。事務局

からの説明は以上でございます。

沼尾部会長代表

ただいまの資料説明について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

< 特段質問、意見等なし >

沼尾部会長代表

よろしいでしょうか。

では、議題４の「今後の審議の進め方について」お願いいたします。

同じく事務局でお願いします。

古畑賃金室長

専門部会におけるこれからの審議の進め方について説明させていただきます。

まず、資料 6 として配付しております、7月18日付の「運営問題小委員会 委員長報告（写）」をご覧いただきたいと思います。

最低賃金審議会の審議に当たっての基本的事項につきましては、従来から運営問題小委員会報告に基づき審議していただいております。特定最低賃金につきましても、この報告の記の2にあります（1）から（4）により審議していただいております。

特定最賃の発効につきましては、（1）のとおり「発効は、年内を原則とし、法定発効ないし指定日発効とする。」とされております。これは、審議状況に応じて発効日に柔軟性を持たせたいという考えで、公労使による十分な審議をしていくということに重きを置きつつ、原則という言葉を用いることにより、一定の制限は設けることとされたものです。

また、審議の回数につきましては、（3）のとおり「3回を目途に結審する。」、（4）には「結審は、全会一致に限り審議会令6条第5項を適用する。」とされ、各専門部会で、全会一致で決議され

た場合に限り、審議会令第6条第5項を適用し各専門部会の決議をもって審議会の決議とすることとされております。

それでは今後の審議の日程につきまして、資料 7 をご覧ください。

この資料は、従来の発効日を基点としまして、各委員の日程をみた上で、審議回数3回、予備日1日で全会一致の結論が出た場合の日程案となっております。

なお、各専門部会委員による日程調整におきまして、現在適用されている発効日を基点とした答申日とならない場合は、資料 7 に添付しております「令和5年度答申要旨の公示日別最短効力予定一覧表（特定（産業別）最低賃金の場合）」の左端、「答申」欄の日に応じた、表の右端「発効」欄の日が法定発効日となりますことをご考慮の上、日程調整をお願い申し上げます。

事務局からの説明は以上でございます。

沼尾部会長代表

ただいま、事務局案が示されました。今後の日程につきましては、専門部会ごとに事務局案を中心に検討をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

沼尾部会長代表

よろしいでしょうか。

それでは、今後の日程につきましては、それぞれの専門部会に分かれていただいて、事務局案を中心にご検討をいただきます。

複数の専門部会を兼任されている委員がいらっしゃいますので、まずは、計量器等専門部会の日程について、会場後方にお集まりいただき、ご検討をお願いします。

はん用機械等専門部会及び各種商品小売業専門部会の委員の方は、少しお待ちください。

では、お願いいたします。

< 計量器等、はん用機械器具等、各種商品小売業、それぞれの部会ごとに日程調整 >

沼尾部会長代表

それでは日程の確認を事務局からお願いします。

嶋田指導官

それでは事務局から日程の確認をさせていただきます。

まず、計量器等専門部会は、第2回が9月28日木曜日午前10時から、第3回目10月4日水曜日午前10時から、予備日となる第4回目が10月25日水曜日午前10時からの開催となりますので、よろしく願いいたします。

次に、はん用機械器具等専門部会は、第2回目が9月29日木曜日午前10時から、第3回目が10月12日木曜日午後1時から、予備日となる第4回目が10月19日木曜日午前10時からの開催となりますので、よろしく願いいたします。

次に、各種商品小売業専門部会は、第2回目が9月29日金曜日午後1時30分から、第3回目が10月16日月曜日午前10時から、予備日となる第4回が10月23日月曜日午前10時からとなりました。

会場は、いずれも長野労働局の1階及び2階の会議室となりますので、またご案内いたします。

以上でございます。

< 「異議なし」の声あり >

嶋田指導官

それでは、只今ご了解いただいた日程に基づき、日程表を作成の上、送付させていただき、また、開催場所を入れた開催通知を木曜日及び金曜日に開催される第2回専門部会で、お示ししたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

沼尾部会長代表

それでは、再確認していただければと思います。

最後に、議題 5 の「その他」ですが、事務局、何かありますか。

古畑賃金室長

本年度は、合同部会の日程調整に苦慮し、開催が例年より遅くなってしまったことにより、第 2 回専門部会を同じ週に開催、さらに同日に二つの専門部会を開催せざる負えない状況となりましたことにつきまして、事務局としてお詫び申し上げます。

それでは直近の第 2 回専門部会の開催日程につきまして再度確認させていただきます。

計量器等専門部会が、9月28日木曜日午前10時から、はん用機械器具等専門部会が、9月28日木曜日午後1時から、各種商品小売業専門部会が、9月29日金曜日午後1時30分から、会場は、すべて長野労働局1階会議室となりますので、担当委員の皆様におかれましては御出席をお願いいたします。

沼尾部会長代表

その他議題になりますが、労働者代表委員、ございますでしょうか。

山口委員

労働者代表委員の山口でございます。

本年もよろしくお願ひしたいと思ひます。

まずは、3業種そろっての審議入りに、感謝申し上げたいと思ひます。

資料 5 の答申にございますとおり、例年と違う各種商品小売で「次年度以降のあり方についての審議を十分に尽くす」ということで、答申がされてございます。

おそらく、労働者側委員もそうですが、公益の先生方、使用者側の先生方も、たぶん初めて審議になるとおぼれますので、どのような形で審議をするのか、どういう結論を導き出して、どこに反映させるかということ、ある程度事前にお考えをまとめていただいて、審議に入っていたいただければ、審議がスムーズにすすむのではないかと思いますので、そんなところをご要望させていただければと

思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

井出委員

山口委員、もう一度かいつまんで発言をお願いします。

山口委員

例年は、金額審議のみであると思うのですが、今回は、次年度以降の審議のあり方というところ、来年度以降審議する・しない、どこまで正式なもので決定するか、これは公益の先生方にも当然かかわってくる話になると思うのですが、その場でしっかり、来年やるのかやらないのかを決めてしまうのか、どんな形で進められるのか、仮に決をとられて審議するのか、決をとられて審議する場合は総会にかけるのかということ、ある程度決めておかないと、多分ここに書かれていたとしても、いつもどおりの審議で、使用者側の皆さんも小委員会でご指摘いただいておりますし、そういう内容を我々労働者側委員からすれば、是非お願いしますと、その繰り返しになってしまうのではないかと思うますので、その辺を公益の先生方、労働局の皆さんとの相談になるのかもしれませんが、そんな形で審議がスムーズに進むよう、ご協力いただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

沼尾部会長代表

念のため、資料の5の2枚目、答申がございますが、その記の3のただし書きについて、ご意見があったと、これについていかがでしょうか。

井出委員

各種商品小売業は、以前から検討させていただく中で、今年については審議に入っていくことなんですけど、具体的に結論をいただいて、次年度以降部会を開催していくかという方向を、どこで決めていくかという確認というようなことでとろしいのですか。

山口委員

はい、そうですね。

当然、専門部会の中で、十分ご審議をいただくということなんでしょうけど、ここで話し合われた結果が、来年に反映されてしまうのかなのかを含めてですね。

井出委員

それでは、専門部会の中でこれからの方向を協議していただくと、そこで方針が示され、それをまた全体の審議会として反映していただいて、方向を決めるという流れで持っていくということによろしいでしょうか。

このようなご理解でよろしいですか。

山口委員

そこを含めてですね。審議の進め方をですね、しっかりとどこまで結論を出すのかということも含めてですね、ある程度事前にお決めいただいてというか、それは専門部会の中で最終的な結論までは求めないというのか、意見交換させていただき以上、最終的に来年どうするのかというところまで、結論まで出すのか、結論を出すとすれば、多数決をとって出すのかを含めてですね、どうするのか、これは使用者側の先生方に聞いているのではなくて、どうやってすすめるのかということ、事前にある程度共有するというか、労働局の皆様もどういうお考えなのかということも、これは答申書に書いてある内容なものですから、事前にも何も無い状態で入ると混乱してしまうので、是非事前にお考えになって審議に入っていただきたいというお願いでございます。

井出委員

決めていただくのは、専門部会の中で、方針をしっかりと審議していただいて、方向づけをしてもらうということですね。それについて、また審議会の中に報告してもらって、方針を説明していただくとそこで正式に決定していくという流れだと思いますけれども。いずれにしても、部会の中できちんとした方針を定めていただいて、というところで決めていただくという展開でよろしくないでしょう

か。

倉崎委員

ちょっと口をはさんで申し訳ないですけど、私が、この問題が話題になったとき、決というお話しでしたけれど、決が必要なのは必要性有りの判断をするのに、合意な決が必要なので、必要性なしということは、一方が賛同しなければ不必要になってしまう。だから決の問題ではなく、私がイメージしているのは、使用者側なんかで今年度の専門部会の審議が出た結果、その審議は自由なんですけど、たとえば、やった結果次年度に審議をする必要性がないののではないか、もし、部会が使用者側の判断として思い至ったのであれば、たとえば、その次年度に関しては、必要性がないという見解である。使用者側が一方的な見解を示したうえで、それを記録として残し、3月の総会に報告しておけば、たとえばですね、私がちょっと懸念したのは、長年審議をやってきた経過があるので、不意打ち的に終わらせるようなことはしたくないなと思っているので、結論としてイメージしているのは、一方的な使用者側の見解として、もう次年度は必要ないんじゃないかということを議事録に残してもらおう、拘束力という話もあったと思いますが、基本的には審議は年度単位で、委員を構成されますので、それぞれの職権は地位の範囲でしか及ばないと思うので、あくまでもこの日の判断で、やるやらないというのは、たぶん、決められるのかどうか疑問がある、だから今年度の専門部会を構成された後に、使用者側も部会委員の皆さんの判断として、次年度は必要性がないのではないかと思い至ったのであれば、そういうことを議事録に残していただいて、そういうお話がありましたよという、3月の総会で報告していただいて、次年度への引継ぎ事項とすれば、私が当初懸念した不意打ち的な、特賃の消滅といった事態は避けられるのかなと思っています。私は当初問題としたのは、こういった趣旨です。

沼尾部会長代表

事務局、手続き的にはどうなんですか。

古畑賃金室長

今、倉崎先生からお話しいただいたとおりです。

中村委員

前回もこの問題の時に、専門部会でお話し申しあげたのは、小売業のところについては、引き上げの必要はないのではないかというお話をさせていただいて、それは昨年も行ったはずですというお話を申し上げたところ、議事録に残っていないとのお話でしたので、今回はしっかり議事録に残すことをお願いしたい。まず、これが一点。そうしたうえで、それをもって本年度のところ、白黒つけるのか、それをもって来年度にもって行って白黒つけるか、そこは事務局のご判断ではないかと思えます。

柘植労働基準部長

よろしいでしょうか。

手続き的にはですね、先ほど倉崎先生がおっしゃったとおりですが、仮に今回、使用者側が現地からそういう報告を入れまして、ただ、来年度労働者側の方が、申出を出すのは自由ですので、仮に申出を出した時に、使用者の方だけ、昨年度の議論で尽くしているということで、そこで同意しなければ、仮の話ですよ、今回は同意していただきましたけど、そこで同意をしなければそこで終わり、ある程度のコンセンサスをとるために専門部会で議論しましょうという形になっておりますので、仮に専門部会でそういう議論があるとしても、労働者側の方が申出をするのは自由ですので、申出をした場合は、使用者側が去年こうなったでしょと言って、本審の時に手を挙げなければ、それでという形で、そういう手続きになりますので、ご理解いただきたいと思います。

沼尾部会長代表

よろしいでございましょうか。

< 「議事録に残すということで」の声あり >

沼尾部会長代表

よろしいですか。

はい、その他議題として、使用者代表委員から何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

どうもお疲れ様でございましたでは、以上をもって合同専門部会を閉会といたします。

閉会